

## 床置型エアコン等賃貸借契約書 (案)

秋田県生涯学習センター所長 金子 淳 (以下、「甲」という。) と  
(以下、「乙」という。) とは、次の条項により床置型エアコン等の賃貸借に関する契約を締結する。

(契約の趣旨)

第1条 この契約は、当該契約物件を乙が甲の使用に供することを目的とする。

(契約期間等)

第2条 契約期間は、令和7年 月 日から令和8年3月31日までとする。

(契約対象物件)

第3条 契約対象物件及び設置場所は次のとおりとする。

物 件 名	数 量	設 置 場 所
床置型エアコン (6馬力相当) (機種名・型式)	4台	秋田県生涯学習センター 3階 講堂
" (4馬力相当) (機種名・型式)	1台	秋田県生涯学習センター 3階 講師控室
" (6馬力相当) (機種名・型式)	1台	秋田県生涯学習センター 5階 第3研修室
" (4馬力相当) (機種名・型式)	1台	秋田県生涯学習センター 5階 会議室

(契約賃貸借料及び消費税額)

第4条 契約賃貸借料は、第2条の契約期間につき、 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定により算出したもので、契約賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

3 消費税及び地方消費税率が改正された場合、甲と乙は税率の変更による税額の変更契約について協議する。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は 円とする。(※納付の場合)

秋田県財務規則第178条第 号により契約保証金は免除するものとする。

(※免除の場合)

(契約賃貸借料及び消費税額の支払)

第6条 乙は、契約賃貸借料の全額を、甲の定める手続きに従って、一括で請求するものとする。

2 前項の請求は、甲の使用に供するにあたり、設置を完了し、甲の検査に合格した場合でなければすることができない。

3 甲は、乙から前項による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(機器の使用及び管理)

第7条 甲は物件の引き渡し完了後、乙に返還するまで善良な管理者の注意義務をもって使用及び管理するものとする。

(所有権及びその表示)

第8条 機器の所有権は乙に属し、乙は、物件に乙の所有物である旨の表示ができるものとする。

(機器の保守)

第9条 機器が故障した場合は、甲の請求により乙はただちに技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、甲の使用に支障がないようすみやかに正常な状態に回復させなければならない。

2 機器の保守調整等に要する費用は、次の場合を除き乙の負担とする。

- (1)甲の故意または取り扱い上の重大な過失による場合
- (2)乙または乙の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合
- (3)天災地変その他これに類する災害による場合

(機器の設置場所移転)

第10条 甲は、第3条所定の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の同意を得なければならない。この場合において機器の移動は乙または乙の指定業者が実施し、その移転に要する費用は甲が負担するものとする。

(瑕疵担保責任)

第11条 乙は隠れたる瑕疵により機器の運転および操作に支障または不能を生じたときは、すみやかに補修、交換等の必要な処置を講じなければならない。

(損害賠償の請求)

第12条 甲の過失により賃借機材の全部または一部を損壊した場合、甲は停滞なくこれを修復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

(機密漏洩の禁止)

第13条 乙または乙に関わる従業員は、保守その他の実施に当たって知り得た甲の業務上の機密を外部にもらし、または他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、1ヶ月前に文書によって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる

2 甲または乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき、文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

(機器の返還)

第15条 第2条または前条の規定によりこの契約が終了した場合は、甲は、機器を現状に復したうえ、すみやかに乙に返還するものとする。

2 乙は、甲から連絡を受けたときは、すみやかに契約機器を引き取るものとする。

3 機器に欠損があった場合には、乙はその旨文書で確認するものとする。

4 返還に必要な経費は、第4条の契約賃貸借料および消費税額に含まれるものとする。

(権利の譲渡)

第16条 甲および乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利または義務を他人に譲渡し、または継承させてはならない。

(疑義の解決)

第17条 この契約について定めのない事項または、この契約について疑義の生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(紛争の処理)

第18条 前条の協議によってもなおこの契約の履行につき紛争が解決できない場合は、甲の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理することができる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 秋田県秋田市山王中島町1番1号  
秋田県生涯学習センター  
所長 金子 淳

乙